

# 兵庫県公報

平成23年4月1日 金曜日 第2274号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成9年兵庫県告示第444号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	1
○平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正（同）	2
○平成23年度第1回危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○国土調査の成果の認証（同）	5
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	6
○東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成23年近畿地方整備局告示第54号）（同）	7
○同 上（平成23年近畿地方整備局告示第55号）（同）	7
○中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成23年近畿地方整備局告示第56号）（同）	8
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成23年近畿地方整備局告示第57号）（同）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	9
○道路の供用開始（同）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の変更の届出（同）	10
○建築基準法に基づく確認検査業務の廃止の届出（同）	11
<b>公 告</b>	
○落札者等の公示（管財課）	11
○平成23年度兵庫県献血等推進計画（薬務課）	11
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（丹波県民局）	16
<b>病院局公告</b>	
○政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（県立がんセンター）	16
<b>県議会事務局公告</b>	
○入札公告	18
<b>教育委員会告示</b>	
○兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定の解除	21
<b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>	
○漁業法に基づく指示	21

## 告 示

### 兵庫県告示第397号

平成9年兵庫県告示第444号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「財団法人ひょうご科学技術協会」を「公益財団法人ひょうご科学技術協会」に、「財団法人兵庫県芸術文化協会」を「公益財団法人兵庫県芸術文化協会」に、「財団法人兵庫県人権啓発協会」を「公益財団法人兵庫県人権啓発協会」に、「財団法人兵庫県まちづくり技術センター」を「公益財団法人兵庫県まちづくり技術

センター」に改める。



**兵庫県告示第398号**

平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。  
平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「財団法人ひょうご科学技術協会」を「公益財団法人ひょうご科学技術協会」に、「財団法人兵庫県人権啓発協会」を「公益財団法人兵庫県人権啓発協会」に、「財団法人兵庫県芸術文化協会」を「公益財団法人兵庫県芸術文化協会」に、「財団法人兵庫県生きがい創造協会」を「公益財団法人兵庫県生きがい創造協会」に、「財団法人兵庫県まちづくり技術センター」を「公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター」に改める。



**兵庫県告示第399号**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成23年6月19日（日）

甲種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時30分まで
乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時まで
乙種第4類危険物取扱者試験	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
丙種危険物取扱者試験	午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験  
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験  
危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

4 試験科目の一部免除

- (1) 危険物の規制に関する規則第55条第5項に定める科目
- (2) 危険物の規制に関する規則第55条第6項に定める科目
- (3) 危険物の規制に関する規則第55条第7項に定める科目

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。

ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成23年4月上旬から配布する。

イ 受付期間

平成23年4月26日（火）から同年5月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成23年5月10日（火）の消印有効）。

ウ 提出先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）から申請に必要な事項の入力等を行い送信する。

イ 受付期間

平成23年4月23日（土）午前9時から同年5月7日（土）午後5時まで

(3) 手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

7 合否の発表

合格者の受験番号を平成23年7月中旬頃に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 中川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	川見正康	豊岡市出石町上野218番地
同	武縄弘和	同 市出石町桐野634番地
同	廣瀬卓美	同 市出石町上野1145番地
同	松嶋義則	同 市出石町上野340番地の1

同	山 本 憲 一	同	市出石町上野560番地
同	久木田 雅 典	同	市出石町日野辺694番地
同	森 岡 久 雄	同	市出石町上野789番地の3
監 事	岩 見 保	同	市出石町上野580番地
同	森 岡 喜久夫	同	市出石町上野754番地
同	川 尾 秀 一		宝塚市仁川北1丁目5番4-304号

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 氏 名

川 見 正 康

武 縄 弘 和

久木田 雅 典

森 岡 久 雄

廣 瀬 卓 美

松 嶋 義 則

山 本 憲 一

川 尾 秀 一

井 谷 清

廣 瀬 武

## 住 所

豊岡市出石町上野218番地

同 市出石町桐野634番地

同 市出石町日野辺694番地

同 市出石町上野789番地の3

同 市出石町上野1145番地

同 市出石町上野340番地の1

同 市出石町上野560番地

宝塚市仁川北1丁目5番4-304号

豊岡市出石町桐野997番地

同 市出石町桐野1188番地の1

## 2 下島土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 氏 名

瀬 崎 権太夫

岩 本 隆 夫

齋 藤 八一郎

中 家 逸 朗

秦 忠 雄

田 中 實

奥 野 國 次

中 家 敏 行

和 田 常 市

浦 瀧 敏 郎

## 住 所

豊岡市城崎町楽々浦469番地

同 市城崎町楽々浦546番地

同 市城崎町今津584番地

同 市城崎町楽々浦518番地

同 市城崎町桃島1008番地

同 市城崎町楽々浦481番地

同 市城崎町今津820番地

同 市城崎町楽々浦521番地

同 市城崎町楽々浦526番地

同 市城崎町今津574番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 氏 名

瀬 崎 権太夫

岩 本 隆 夫

齋 藤 八一郎

中 家 逸 朗

秦 忠 雄

田 中 實

浦 瀧 敏 郎

中 家 敏 行

和 田 常 市

奥 野 國 次

## 住 所

豊岡市城崎町楽々浦469番地

同 市城崎町楽々浦546番地

同 市城崎町今津584番地

同 市城崎町楽々浦518番地

同 市城崎町桃島1008番地

同 市城崎町楽々浦481番地

同 市城崎町今津574番地

同 市城崎町楽々浦521番地

同 市城崎町楽々浦526番地

同 市城崎町今津820番地

## 3 御津西部土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

## 氏 名

池 内 清

塩 谷 博

## 住 所

たつの市御津町朝臣444番地2

同 市御津町黒崎729番地4

## 就任役員

## 役員の区分

## 氏 名

## 住 所

理 事	井 口 幸 巳	たつの市御津町朝臣363番地3
同	岩 村 正 人	同 市御津町黒崎130番地



**兵庫県告示第401号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成20年7月から平成22年11月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市（大字千草の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市大字千草の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年3月14日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成18年7月から平成22年11月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市（大字五色町広石下の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市大字五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年3月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成18年7月から平成22年11月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市（大字五色町広石下の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市大字五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年3月14日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
たつの市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年4月から平成22年11月まで
- (3) 成果の名称  
たつの市（大字御津町中島の一部(6)）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
たつの市大字御津町中島の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年3月14日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
たつの市
- (2) 調査を行った期間

平成21年4月から平成22年11月まで

- (3) 成果の名称  
たつの市（大字御津町中島の一部(7)）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
たつの市大字御津町中島の一部

- (5) 認証年月日  
平成23年3月14日

- 6 (1) 調査を行った者の名称

たつの市

- (2) 調査を行った期間  
平成20年9月から平成22年11月まで

- (3) 成果の名称  
たつの市（大字御津町岩見の一部(6)）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
たつの市大字御津町岩見の一部

- (5) 認証年月日  
平成23年3月14日



**兵庫県告示第402号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点設置）
- 2 作業期間  
平成23年3月22日から同年4月15日まで
- 3 作業地域  
西宮市丸橋町



**兵庫県告示第403号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量 1点）
- 2 作業期間  
平成22年12月13日から平成23年3月15日まで
- 3 作業地域  
尼崎市御園町



**兵庫県告示第404号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.50号学園南線

3 事業施行期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

神戸市垂水区多聞町字小東山地内

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第405号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第54号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3.4.145号加古川別府港線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成17年3月4日から平成27年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第406号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第55号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3.4.145号加古川別府港線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成17年3月4日から平成25年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第407号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第56号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.4.22号大日線  
中播都市計画道路事業  
3.3.3号国道線  
中播都市計画道路事業  
3.4.114号十二所前線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成13年10月19日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第408号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第57号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.4.81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成12年7月24日から平成25年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし





**兵庫県告示第409号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 絹延橋停車場線	川西市絹延町158番2から 同 市絹延町168番まで	旧	3.0から 10.0まで	44.0	
		新	9.0から 18.0まで	44.0	



**兵庫県告示第410号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市佐囊字平野北山140番16から 同 市佐囊字平野北山140番16まで	旧	14.0から 23.0まで	84.0	
		新	20.0から 29.0まで	84.0	



**兵庫県告示第411号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本灘賀集線	洲本市小路谷字古城1053番5から 同 市小路谷字古城1053番18まで	旧	7.0から 23.0まで	69.0	
		新	7.0から 49.0まで	63.0	



**兵庫県告示第412号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成23年4月1日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎宝塚線	伊丹市池尻2丁目38番1から 同 市池尻3丁目225番3まで	旧	16.0から 20.0まで	497.0	一部 予定地
		新	16.0から 20.0まで	497.0	
県道 尼崎宝塚線	宝塚市安倉西2丁目333番7から 同 市安倉西2丁目273番5まで	旧	20.0から 27.0まで	419.0	一部 予定地
		新	20.0から 27.0まで	419.0	



**兵庫県告示第413号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22北播位置 0004号	23. 3. 17	西脇市和田町字西嶋田183番6	4.20	39.15



**兵庫県告示第414号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、次の指定確認検査機関から変更の届出があった。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社兵庫確認検査 機構	事務所所在地	姫路本店 姫路市南 条434番地 加古川支店 加古川 市加古川町北在家 2006番地 豊岡支店 豊岡市正 法寺655番地1	姫路本店 姫路市南 条434番地 加古川支店 加古川 市加古川町北在家 2006番地 豊岡支店 豊岡市正 法寺655番地1 神戸支店 神戸市中 央区東町113番地1	平成23年4月1日



**兵庫県告示第415号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の34第1項の規定により、次の指定確認検査機関から確認検査業務の廃止の届出があった。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	廃止する確認検査業務の範囲	廃止の理由	廃止年月日
財団法人神戸市防災安全公社	全部	財団法人の解散のため	平成23年4月1日

**公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年4月1日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
  - (1) 兵庫県庁第1号館、別館、西館、下山手分室及び災害対策センター清掃等業務 一式
  - (2) 兵庫県庁第2号館等、第3号館、議場及び公館清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年3月10日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 株式会社浄美社豊岡支店 豊岡市中陰560-3
  - (2) 同 上
- 5 落札金額
  - (1) 41,670,000円
  - (2) 46,170,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年1月28日



**平成23年度兵庫県献血等推進計画**

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定に基づき、平成23年度兵庫県献血等推進計画を策定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**前 文**

病気や事故の際に必要な輸血や、白血病などの血液難病に有効な造血幹細胞移植（骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）移植及びさい帯血移植）は、善意の提供者があつて初めて成り立つ治療法である。

献血については、献血者が年々減少傾向にあり、特に若年層の減少が著しくなっていることから、将来に向け若年層への普及啓発を一層推進するとともに、市町を中心とした地域ぐるみの献血運動を促進することが必要である。

また、骨髄等ドナー及びさい帯血の確保については、骨髄等ドナー登録ボランティア、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク及び兵庫県赤十字血液センターと連携のうえ普及啓発に努めることが必要である。

本計画の推進に当たっては、阪神・淡路大震災やJR福知山線列車事故から学んだ教訓を活かし、博愛の精

神のもと、人と人、人と地域の絆やつながりを大切に、県、各市町、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県赤十字血液センター、献血推進団体、財団法人骨髄移植推進財団、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク及びボランティア等が一体となって、県民の参画と協働を基本に取り組むものとする。

## I 献血により確保すべき血液の目標量

県民医療に必要な血液を常時安定して確保するとともに、血漿分画製剤用原料血漿の割当量を確保するため、採血種類別及び受入体制別の必要献血者数及び必要血液量を、別表のとおり定める。

この目標値を達成するため、県内の献血参加者目標数を265,400人（200mL献血：10,000人、400mL献血：186,200人、血漿成分献血：28,600人、血小板成分献血：40,600人）と定め、以下に掲げる事項等の実施により、県内全域の連帯のもとに献血参加者の確保を図る。

## II 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

### 1 献血思想の普及啓発、広報活動等

少子高齢化の進行による献血可能人口の減少、血液製剤を必要とする患者の増加や血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、医療に欠くことのできない血液製剤が将来にわたって安定的に供給される体制を維持するために、若年層、企業・団体、複数回献血者をはじめとし、以下の取組を中心に広く県民に普及啓発を行い、献血に対する理解と協力を求め、献血場所及び献血者の確保等を図っていくこととする。

#### (1) 献血推進キャンペーンの実施

##### ア 愛の血液助け合い運動（厚生労働省等と共催）

7月1日から同月31日の間、広く県民各層に献血思想の普及を図るとともに、特に400mL献血及び成分献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本運動を実施し、この間、各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

##### イ はたちの献血キャンペーン（厚生労働省等と共催）

1月1日から2月29日の間、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対し献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本キャンペーンを実施し、この間、学生等による自主的な街頭啓発や各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

#### (2) 学生献血推進イベント事業の実施

兵庫県学生献血推進協議会を中心とする学生ボランティアとの連携により、夏季及び冬季等において、学生ボランティアが中心となって企画した啓発イベントを実施する。

#### (3) 高校生献血ボランティア推進事業の実施

次代の献血を担う高校生が、同世代からの呼びかけにより、身近な救命ボランティアである献血への関心と理解を深めるとともに、地域における献血思想の普及啓発を図るため、高校生ボランティア有志が文化祭等の機会を活用し、地域献血推進団体及び大学生ボランティア等とともに行う献血啓発イベント（献血啓発コーナーの設置によるパネル展示等）を推進する。

#### (4) 広報誌（紙）、ラジオ、テレビ等による広報

献血キャンペーン等の時期に合わせ、県及び各市町の広報誌（紙）に広報記事を掲載するとともに、県テレビ・ラジオ番組及び各市町の広報メディア（有線放送、ケーブルテレビ、インターネット等）を活用し、献血参加の呼びかけ及び献血思想の普及啓発を行う。

#### (5) リーフレット等の作成

献血に関する正しい知識の普及と献血への参加を呼びかけるためリーフレット等を作成し、イベント会場等で配布する。

#### (6) 職場における献血の推進

輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、例年、血液が不足しがちとなる夏季（8月）及び年末年始（12～1月）を県独自に献血推進強調期間と定め、これらの期間を中心として、官公庁及び企業等における職場献血を推進する。

なお、職場献血の実施に当たっては、受付時間の調整等、職員が参加しやすい環境づくりに努める。

#### (7) 複数回献血の推進

輸血用血液の安定供給及び安全性の確保に資するため、兵庫県赤十字血液センターが設立する複数回献血者を構成員とするクラブの周知を行う。

#### (8) 採血基準等の改正についての周知

今回の採血基準改正に伴い、400mL全血採血が男性に限り17歳から、血小板成分献血が男性に限り69

歳まで(ただし、65歳から69歳までの方については60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限る。)可能となる。

これを踏まえ、市町、県、兵庫県赤十字血液センターにおいては、前述の取組を展開する中でも対象年齢層を中心に情報を伝えるとともに、県下各種催し物の機会等を活用し、改正基準の内容を積極的に周知するものとする。

## 2 献血時の健康管理サービスの充実

兵庫県赤十字血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知するとともに、低色素により献血できなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

県及び市町は、これらの取組に協力する。

## 3 献血推進組織の育成に関する事項

### (1) 市町献血推進協議会等の運営

市町は住民参加の血液確保対策を推進するため、市町献血推進協議会等を計画的に開催し、血液事業の現状に立脚して、次の事項その他についての対策を協議決定し、その実行を図る等の実質的な運営に努める。

ア 献血計画

イ 献血会の育成強化対策(協議会委員の関係団体における対策を含む。)

ウ 住民の献血思想の普及を図るための広報活動対策

### (2) 市町等担当者の研修

各地域において献血会及び協力団体等からの窓口となる各市町及び県健康福祉事務所(保健所)の担当者が、住民に必要な情報提供を行い、的確に相談に応じる体制を確保するため、県が主催する献血推進担当者会議等を通じて研修を実施する。

## 4 献血功労者等の顕彰(表彰及び感謝)

### (1) 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

### (2) 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の推薦及び伝達

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等について、厚生労働大臣に推薦を行うとともに、表彰状及び感謝状の伝達を行う。

## III 血液製剤の適正使用等の推進

輸血療法の実施体制の確立と血液製剤の適正使用等の推進を図るため、県内医療機関の輸血療法委員会輸血責任医師等を対象に輸血療法委員会合同研修会を開催する。

また、血液製剤の適正な使用を推進するためのより効果的な方法等を検討するため、必要に応じ兵庫県献血推進協議会に設置した血液製剤適正使用部会を開催する。

## IV 骨髄等ドナーの確保及びさい帯血の質の向上

### 1 現状と目標

#### (1) 骨髄バンク事業

日本骨髄バンクへのドナー登録者数は、平成20年1月15日、全国目標の30万人に到達した(平成23年1月末377,704人)。

本県のドナー登録者数は14,660人(平成23年1月末)で、県保健医療計画による県目標12,566人に対して、達成率は116.7%である。

しかしながら、平成22年10月から非血縁者間における末梢血幹細胞移植が開始されており、移植希望者への早期移植の実現に向け、一人でも多くのドナー登録者を確保する必要があり、今後も積極的に骨髄等のドナー登録を推進する。

平成23年度は、県等主催の献血併行型骨髄等ドナー登録会、献血会場及び兵庫県赤十字血液センター献血ルームにおいて1,700人(献血併行型骨髄等ドナー登録会1,200人、献血ルーム等500人)のドナー登録者の確保を目標とする。

#### (2) さい帯血バンク事業

本県には、平成12年度に設立された特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクが、兵庫医科大学内にあり、16箇所のさい帯血採取協力医療機関及び搬送・説明ボランティアの協力のもと、さい帯血バンク事業を展開しており、公開保存数では全国の約10%、移植への使用数では全国の約14%を占めている。

さい帯血の公開保存数は、現在全国で約3.4万本あるが、今後は、より細胞数の多いさい帯血の確保が必要とされていることから、積極的にさい帯血確保を推進し、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクの平成23年度の公開保存目標数400本の達成に向け必要な支援を行う。

2 推進方策

(1) 献血併行型骨髄等ドナー登録会の開催

効果的なドナー登録の推進を図るため、官公署及び市民イベント等で実施される献血会に併せて、献血併行型骨髄等ドナー登録会の開催を積極的に推進する。

(2) さい帯血に係る研修会の開催等

ア さい帯血搬送・啓発ボランティア等研修会の開催

さい帯血の搬送及び普及啓発ボランティアの研鑽並びに活動発表の場となる研修会を開催する。

イ さい帯血採取技術研修

さい帯血採取従事者（産科医師、助産師等）を対象に、より細胞数の多いさい帯血の確保を図るため、採取技術向上を目的とした研修会を開催する。

ウ 妊産婦等に対する普及啓発

さい帯血を安定的に確保するため、妊産婦のほか広く県民に対して、啓発資料を作成・配布し、さい帯血移植に関する普及啓発を行う。

(3) 骨髄移植・さい帯血移植推進講座の開催

骨髄、末梢血幹細胞及びさい帯血移植の推進を図るため、大学生等を対象に造血幹細胞移植に関する講演会等を開催する。

(4) 造血幹細胞バンク事業推進功労者の顕彰

造血幹細胞バンク事業の推進に顕著な功績のある団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

(5) 特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクへの支援

厚生労働省の認定団体として活動している11のさい帯血バンクのうち、認定特定非営利活動法人として運営している2団体の1つである「特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク」に対し、安全で有効細胞数の多いさい帯血の安定的な確保のための支援を行うことで、医療機関、関係団体及び県民のさい帯血移植に対する理解、協力を一層促進する。

V その他

1 血液製剤の安全性の向上に関する取組

血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、広く県民に周知徹底を図る。

また、兵庫県赤十字血液センターが行う献血者の本人確認の徹底等の取組に対して必要な協力を行う。

2 災害時における輸血用血液の確保

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時においては、必要な輸血用血液を適切かつ迅速に確保するため、兵庫県赤十字血液センター及び各市町等と十分な連携を図り、必要とされる献血量を把握した上で、報道機関等の協力を得て様々な広報媒体を活用して積極的な献血を呼びかける。

なお、確保された血液については、兵庫県赤十字血液センターの機能を十分に活用するとともに、日本赤十字社兵庫県支部と連携を図り、医療現場への円滑な供給を図る。

(別表)

都道府県名：兵庫県

平成23年度献血計画

(単位：人)

(単位：L)

区 分	採血所	移動採血車	出張採血	合 計	献血量
200mL献血	3,987	3,998	—	7,985	1,597
400mL献血	54,714	93,953	—	148,667	59,467
小 計	58,701	97,951	—	156,652	61,064
血漿成分献血	22,852	—	—	22,852	10,907

血小板成分献血	32,459	—	—	32,459	12,984
小 計	55,311	—	—	55,311	23,891
合 計	114,012	97,951	—	211,963	84,955
稼働日数	6箇所 延べ 1,916日	9台 延べ 1,999台	0回		



**大規模小売店舗の変更に係る届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年4月1日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ココエ  
 所在地 尼崎市潮江一丁目3番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 キリンホールディングス株式会社  
 代表者の氏名 三宅 占 二  
 住所 東京都中央区新川二丁目10番1号
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ア 変更前  

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急阪神百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8-7
株式会社平和堂	夏 原 平 和	滋賀県彦根市小泉町31
株式会社キャビン	中 島 徹 郎	東京都千代田区九段北1-13-5

 外87者  
 イ 変更後  

株式会社阪急阪神百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8-7
株式会社平和堂	夏 原 平 和	滋賀県彦根市小泉町31
株式会社リオチェーン	横 山 卓 幸	名古屋市中区平和1-1-20

 外87者
- 4 変更年月日  
 平成23年2月25日ほか
- 5 届出年月日  
 平成23年3月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課  
 (2) 縦覧期間  
 平成23年4月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
 平成23年8月2日  
 (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月1日

丹波県民局長 伊 藤 聡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 （仮称）ナガタ薬品篠山黒岡商業施設
  - 所在地 篠山市黒岡字古池ノ坪189番1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により篠山市から聴取した意見の概要
  - (1) 篠山市民センター及び兵庫医科大学篠山医療センターが周辺に存在するため、前面道路等の歩道通行者に対しては、十分配慮すること。  
また、周辺道路は通学路に指定されていることから、工事車両等については、児童及び生徒の通学の安全確保に努めること。
  - (2) 事業系一般廃棄物は、篠山市清掃センターに直接搬入するか、又は、収集運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託すること。
  - (3) 景観の形成等に関する条例に基づく大規模建築物等の届出が必要となるので留意すること。
  - (4) 福祉のまちづくり条例に基づく特定施設建築等の届出が必要となるので留意すること。
  - (5) 騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設に該当する場合は、市への設置届が必要となるので、留意すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年4月1日から1月間

**病 院 局 公 告**

**政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

平成23年4月1日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立がんセンター院長 西 村 隆一郎

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
県立がんセンター総合医療情報システム 一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要領で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成24年3月30日（金）
  - (4) 納入場所  
県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 2 参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で企画提案書の受付期間末日までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。



- (3) 本公告の日から企画提案書の受付期間末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 日本国内において、一般病床400床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を有する者であること。

### 3 参加手続

#### (1) 事務局

〒673-8558 明石市北王子町13-70  
県立がんセンター総務部経理課  
電話 (078) 929-1151

#### (2) 募集要領の配布

##### ア 配布期間

平成23年4月1日（金）から同月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 配布場所

上記(1)に同じ。

#### (3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

##### ア 日時

平成23年4月13日（水）午後1時30分から

##### イ 場所

県立がんセンター 2階大会議室

##### ウ 留意事項

出席は、1社当たり2名以下とする。

#### (4) 参加表明書

##### ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

平成23年4月4日（月）から同月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成23年4月21日（木）必着とする。

##### ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

#### (5) 質問及び回答

##### ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

平成23年4月4日（月）から同月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成23年4月21日（木）必着とする。

##### ウ 回答方法

平成23年4月25日（月）から同年5月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

##### エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

#### (6) 企画提案書

##### ア 提出方法

持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

平成23年4月5日（火）から同年5月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成23年5月2日（月）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

- ① 企画提案書 12部
- ② 企画提案書要約版 12部
- ③ その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立がんセンター総合医療情報システムプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「県立がんセンター総合医療情報システムの調達契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nishimura, Director of Hyogo Cancer Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for Medical total information System

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Tuesday, April 5 through Monday, March 2, 2011

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Cancer Center, 13-70, Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558

TEL (078)929-1151

県議会事務局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年4月1日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 京 雅 幸

## 1 調達内容

## (1) 業務件名及び数量

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務

## (2) 調達案件の仕様等

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.90、No.91、No.92の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務（詳細は入札説明書による。）

## (3) 履行期間

平成23年5月20日（金）から平成24年1月27日（金）まで

## (4) 履行場所

兵庫県議会事務局が別途指示する場所

## (5) 入札方法

上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県議会事務局調査課 担当 河上

電話 (078) 341-7711 内線 5067

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年4月1日（金）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年5月13日（金）午後1時30分

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館2階 議会事務局会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年5月12日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成23年4月1日（金）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 会社概要（業務に係る全ての会社のもの）、メーカー・品名・kg数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本（4度刷）

エ 協議結果 平成23年4月22日（金）までに入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年5月11日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県議会事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年5月20日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Masayuki Kyou, Secretary General of the Hyogo Prefectural Assembly

- (2) Nature and quantity of the services to be required:

The Hyogo Prefectural Assembly public information paper "Hyogokengikaidayori": production and

other services

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 15, 2011

(4) Deadline for tender:

13:30 May 13, 2011 by direct delivery

17:00 May 12, 2011 by mail

(5) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kawakami, Assembly Research Division, Secretariat of the Hyogo Prefectural Assembly

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 5067

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第5号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、次の文化財が平成23年3月9日付けで重要無形民俗文化財に指定されたので、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第28条第4項の規定により、兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定は解除された。

平成23年4月1日

兵庫県教育委員会

委員長 西村 亮一

種 別	文化財の名称	所在地	保護団体	指 定 年月日
民 俗 文 化 財	指定重要無 形民俗文化 財 阿万風流大踊小踊	南あわじ市阿万上町	阿万風流大踊小 踊保存会	昭和42年 3月31日

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

平成23年4月1日

但馬海区漁業調整委員会

会長 吉岡 修一

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第60号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成23年6月1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

平成23年4月1日から同年6月30日まで